

基発 0326 第 2 号  
令和 6 年 3 月 26 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの改正  
について

山岳トンネル工事においては、地山を掘削してトンネルを築造するため、掘削面から岩石が落下して労働者に激突する肌落ち災害が見受けられることから、平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号により「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」を策定したところですが（最終改正平成 30 年 1 月 18 日）、その後の肌落ち災害の発生状況を踏まえ、当該ガイドラインを別添のとおり改正したので、傘下会員に対して周知啓発を行うとともにその定着を図り、本ガイドラインに基づく肌落ち災害防止対策の実施にお取り組みいただきますようお願いいたします。